

会 議 録

会議の名称	令和3年度第4回守谷市地域包括支援センター運営協議会		
開催日時	令和4年1月25日(火) 開会：午後1時30分 閉会：午後2時35分		
開催場所	守谷市役所 庁議室		
事務局(担当課)	保健福祉部 健幸長寿課		
出席者	委員	城賀本会長，星野会長代理，高橋委員，岩佐委員，吉沼委員，堀込委員，坂本委員，宮原委員，本台委員，齋藤委員 計12名	
	その他	守谷市南部地域包括支援センター 石塚管理者，南良社会福祉士 計2名 守谷市北部地域包括支援センター 山下管理者，大井社会福祉士 計2名	
	事務局	稲葉保健福祉部次長兼健幸長寿課長，市村健幸長寿課課長補佐，平井係長，田村主任，安藤主任，鈴木主事 計6名	
公開・非公開の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	2人
公開不可の場合はその理由			
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 報告事項 (1) 令和2年度地域包括支援センター事業評価について (2) 地域ケア会議について (3) 権利擁護業務(高齢者虐待)について 4 その他 5 閉会		

確定年月日	会議録署名
令和4年2月17日	城賀本 満登

審 議 経 過

1 開会

2 あいさつ【城賀本会長】

3 報告事項

(1) 令和2年度地域包括支援センター事業評価について

令和2年度地域包括支援センター事業評価について、事務局、北部地域包括支援センター、南部地域包括支援センターから説明した。

【主な意見等】

委 員： この評価は誰が行っているのですか。

事 務 局： こちらは全国統一の指標を使い、「はい」「いいえ」など二者択一の回答を地域包括支援センター自身が行います。その結果をこの地域包括支援センター運営協議会に諮り、意見をもらう仕組みになっています。

(2) 地域ケア会議について

事務局、北部地域包括支援センターから地域ケア会議について説明した。

【主な意見等】

委 員： 地域ケア会議に参加しているのですが、様々な専門職の方からアドバイスや今後の手立てをいただいています。現在はコロナ感染拡大防止のため、見学者を縮小しているため、なかなか事例提出者以外のケアマネジャーが参加できない状態です。多くの見学が可能になれば、自分のケースと似ている場合等には同じようにアドバイスを生かしていけるようになり、もっと発展した地域ケア会議になると思います。

委 員： 資料中に介護保険からの卒業を見据えた社会資源の活用とありますが、どのようなものですか。

事 務 局： サロン活動や地域の中でボランティアさんがやっているシルバーリハビリ体操教室、地域の中で支え合う仕組みの横展開が始まっています。そういった内容を伝えながら、委員の皆さまと話し合う場を次回の地域包括支援センター運営協議会で持てるように考えています。

会 長： 要支援認定者のケースを取り上げていますが、要介護認定者の問題についての地域ケア会議は行わないのですか。

事 務 局： この地域ケア会議の大目標は自立支援であり、行動変容しやすい、改善に向かいやすいということから、地域ケア個別会議は要支援認定

者に絞っています。ただ、困難ケースという別の形で要介護認定者のケースを取り上げることもあります。

会長： 地域ケア会議の別の形で困難ケース会議を行っているのですか。

委員： 困難ケースについては、対応等に苦慮しているケースについてケアマネジャーから発信する事が多く、その都度地域包括支援センターに依頼します。その場で意見をもらったり、関係者を集めて対策を練ったりしています。

委員： 地域ケア個別会議の重要性は理解しました。また困難ケースも行っているとのことですが、この9回という開催数は適正だと考えますか。

事務局： 毎月1回定期的に開催し、1回の会議で2事例を取り上げています。1年間で12回、24事例なので少なくはないと思います。

南部包括： 地域包括支援センターとしては、自立支援に向けた地域ケア会議と困難事例があり、回数の検討はしていませんでした。今後増やした方が良いという状況になりましたら、その都度検討していきます。

委員： 資料中にある専門職の助言について、しなかった、できなかったというのはどのような状況ですか。

事務局： こちらについては、既にケアマネジャーが提案、助言、実行している内容と同じものであったり、本人や家族の拒否が強く、提案を受け入れられなかったものです。

(3) 権利擁護業務（高齢者虐待）について

事務局、南部地域包括支援センターから権利擁護業務（高齢者虐待）について報告した。

【主な意見等】

委員： 認知症の母を看取ったので、この事例の方の気持ちも分かります。ところで、この高齢者虐待の該当になるのは、年齢的な制限があるのですか。

南部包括： 高齢者虐待対応の該当になるのは65歳以上の方が基本になります。ただし、40歳以上の方で介護保険の認定がある方に関しては、保険者と相談した上で対象となります。

委員： 啓発チラシですが、カラー刷りで目も引きますが、連絡先の名称や地図が大きいわりに電話番号が小さく目立たないように思います。

事務局： 校正段階ですので、A3版で見やすさを考慮して作成したいと思いません。

委員： やはり文字が多いと感じます。また、本人より、介護している方のケアやフォローが重要だと思うのですが、その辺りが無いのが気になります。

事務局： 介護者目線の対応についても、書面に限りがあるのでどこまで入れ

られるか分かりませんが、今リニューアルして作成中の認知症サポートブックという冊子には、介護者目線の情報を盛り込む予定です。3月の認知症初期集中支援チーム検討委員会で見たいと思います。

(4) その他

(1) 次回の会議日程について

令和4年3月22日(火) 午後1時30分から開催予定。

5 閉会